

# 概要説明資料

---

## 行政事業レビュー

アジアとの金融連携・協力に必要な経費

- ・アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業
- ・アジア金融連携センターに係る事業

平成28年 6 月

金 融 庁

# 事業の考え方

## 【1】有識者による提言

### 「金融・資本市場活性化に向けての提言」

平成25年12月13日

金融・資本市場活性化有識者会合

## 2. アジアの潜在力の発揮、地域としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長

### 2-1. アジア各国の金融インフラ整備支援の促進等

現在、世界のGDPに占めるアジア新興国のシェアは25%にのぼっており、実質成長率も+6.4%である（2012年（出典：国際通貨基金“World Economic Outlook”））。我が国がアジア各国の発展に貢献するとともに、アジア地域全体における市場機能を向上し、ひいては我が国がアジアと共に成長するために、金融庁と関係当局間の連携強化等を通じた、各国の金融インフラ整備支援、本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行って行くための環境整備など、アジア地域全体の金融機能を強化していくことが重要である。

アジア各国には、金融インフラ（金融制度等）が整備の途上にある国もある（例えば、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、モンゴル）。これらの国に対し、我が国として、金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備（法令制定等）、②ハード面のインフラ整備（決済システムのIT化、取引所の設立・運営等）、③行政運営の知見・経験の共有（金融行政・災害対応等）といった支援を行い、アジア地域全体の市場機能の向上や、アジアの成長に貢献していく必要がある。また、本邦企業や金融機関にとっても、アジア各国における金融インフラ整備が進めば、現地での事業展開が円滑化されると考えられる。

こうした技術支援を行っていく上では、我が国とアジア各国の金融当局との緊密な連携・協力が不可欠であり、そのための枠組構築を早急に進めるとともに、来年度に金融庁において設置される「アジア金融連携センター」（仮称）も活用して人材交流を積極的に進めつつ、我が国を含むアジアの金融・資本市場に係る諸課題や体系的な技術支援の在り方についても検討を行い、アジアの金融インフラ整備支援に活用するとともに、アジアにおける我が国の金融・資本市場や金融機関の役割強化につなげる必要がある。

こうした取組みを通じ、金融庁とアジア各国の金融当局との連携・協力関係を一層強化していくことは、本邦企業や金融機関の現地での事業展開の一層の円滑化に資すると考えられる。また、金融インフラ整備と同時に、弁護士・会計士等の金融周辺業務従事者の海外進出を促し、我が国の金融関係の専門家が支援先のアジア各国で活躍できるよう促していくべきである。

## 【2】金融庁の取組

金融庁は、こうした有識者による提言も踏まえ、新興国に対し、金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、金融庁と新興国の金融当局との間の連携強化を図る等の取組により、①金融インフラ整備支援、②本邦企業や金融機関がビジネスを行うための環境整備、を行うため、以下の2事業を実施している。

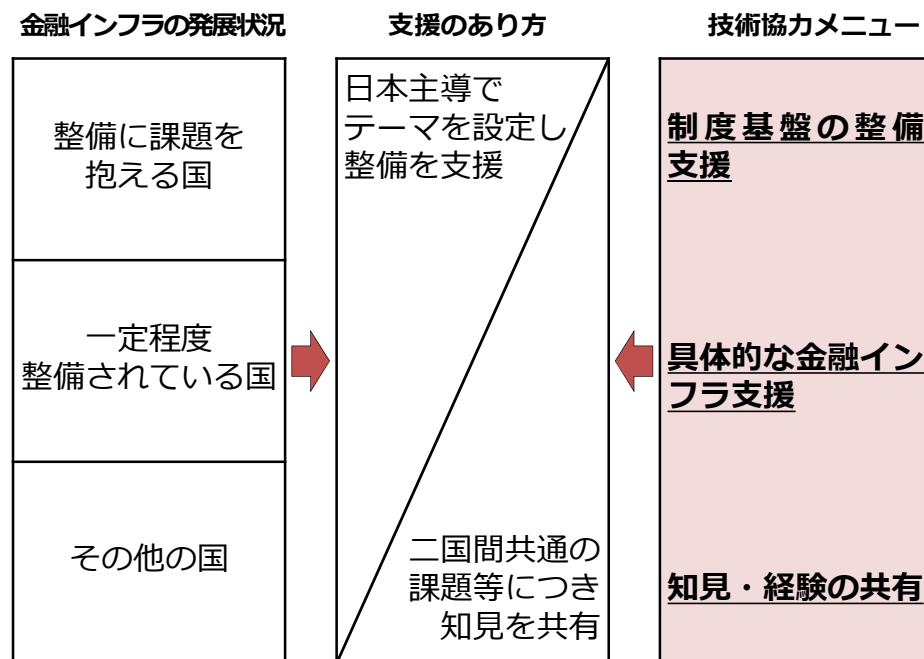
- （1）アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業
- （2）アジア金融連携センターにかかる事業

# アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業

## 【事業の概要】

- アジア諸国等の新興国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援

## 【金融インフラ整備支援の基本的な考え方】



※現地の金融当局に、JICA専門家として金融庁職員を派遣するなど、必要に応じて外部機関とも連携しつつ技術協力を展開

## （事業の状況）

### ①金融技術協力の枠組構築

- これまでに7ヶ国（ミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ、モンゴル、フィリピン、カンボジア）14当局との間で覚書締結（書簡交換）を実施。
- 締結（交換）状況の詳細は次頁の通り。

### ②具体的な金融技術協力の例

#### 〔1〕ミャンマーにおける証券取引所設立支援

- 平成25年12月 職員をミャンマー財務省に派遣（JICA専門家）
- 平成26年1月 ミャンマー財務省との間で金融技術協力に係る覚書を締結  
⇒証券取引所の設立を優先事項に位置付

以来、ミャンマーの金融当局職員等を対象とする累次の現地研修を開催し、証券規制・監督等に関するノウハウを提供。また、現地及び東京での累次のハイレベル面会を通じ、証券取引所の設立に向けたプロジェクトマネジメント等について意見交換。

- 平成26年8月 ミャンマー証券取引委員会（証券当局）発足
- 平成28年3月 ヤンゴン証券取引所において取引開始

#### 〔2〕現地金融当局職員等を対象とするセミナー等の開催

- 平成27年度は5ヶ国の金融当局職員等を対象に計18回のセミナー等を開催

«平成27年度に開催したセミナー等の具体例»

- （ベトナム）平成27年12月 保険監督セミナー〔現地〕  
現地金融当局職員を対象とする保険監督に係る包括的な研修
- （タイ）平成27年8月 銀行破綻処理セミナー〔現地〕  
現地金融当局職員を対象とする銀行破綻処理等に係る研修

# (参考) 金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）の状況

## モンゴル

|    |             |         |
|----|-------------|---------|
| 銀行 | モンゴル中央銀行    | 26年6月署名 |
| 証券 | モンゴル金融規制委員会 | 26年1月署名 |
| 保険 |             |         |

## ベトナム

|    |             |         |
|----|-------------|---------|
| 銀行 | ベトナム国家銀行    | 26年6月署名 |
| 証券 | ベトナム国家証券委員会 | 26年3月署名 |
| 保険 | ベトナム財政省     | 26年6月署名 |

## ミャンマー

|    |          |         |
|----|----------|---------|
| 証券 | ミャンマー財務省 | 26年1月署名 |
| 保険 |          |         |

## フィリピン

|    |           |          |
|----|-----------|----------|
| 銀行 | フィリピン中央銀行 | 26年12月署名 |
|----|-----------|----------|

## カンボジア

|    |              |         |
|----|--------------|---------|
| 銀行 | カンボジア中央銀行    | 27年6月署名 |
| 証券 | カンボジア証券取引委員会 |         |

## タイ

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| 銀行  | タイ中央銀行    | 26年5月署名 |
| 証券  | タイ証券取引委員会 | 26年2月署名 |
| 保険  | タイ保険委員会   | 26年8月署名 |
| 銀証保 | タイ財務省     | 26年7月署名 |

## インドネシア

|    |           |                |
|----|-----------|----------------|
| 銀行 | インドネシア金融庁 | 26年6月署名<br>(※) |
| 証券 |           |                |
| 保険 |           |                |

(※) 25年10月に署名した金融技術協力に係るEoLを26年6月に更新。

# アジア金融連携センターに係る事業

## 【事業の概要】

- 新興国の金融当局職員を研究員として金融連携センターに招聘し、各研究員の関心に応じ、金融機関の検査・監督手法等に関する研修プログラムを提供

## （事業の状況）

### ①金融連携センターの沿革

- 平成26年4月 「アジア金融連携センター」を設置
- 平成28年4月 「グローバル金融連携センター」に改組  
⇒受入対象地域を拡大（中東・アフリカ・中南米も追加）

### ②プログラムの具体的な内容

- 各研究員の関心分野に応じ、実務研修を含む個別に対応した研修プログラムを提供（期間は原則2～3ヶ月）。
  - 共同作業・研究の成果は、セミナーやシンポジウムで公表するほか、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、実務にも活用。
- ⇒招聘プロセス、研修や研究を通じ、各国当局との関係を強化し、強固な協力関係を構築。

### ③受入実績（平成26年7月～平成28年4月）

インド、ウズベキスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、ドバイ、フィリピン、ベトナム、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス（13ヶ国）の金融当局から計48名（銀行22名、証券15名、保険11名）。

### ④他機関との連携

□運営にあたっては、

- 1) JICAの招聘で来日した新興国金融当局職員に研修を提供する、
- 2) 日銀、他省庁、民間金融機関や協会等への訪問をプログラムに取り入れる、
- 3) ADBIやOECD等の国際機関が開催するカンファレンス等の登壇・傍聴機会を提供頂く、  
など他機関とも積極的に連携。

### ⑤「卒業生」のフォローアップのための取組

受け入れた研究員（「卒業生」）のフォローアップのための取組として以下を実施。

- 「金融連携センター・ニュースレター」の定期的な送付
- 金融庁幹部や職員が新興国に出張するに際し、現地の卒業生と接触
- 金融連携センター等が主催するシンポジウムにおいて、卒業生をスピーカーとして招待

### 【金融連携センター・ニュースレター（平成27年12月）】

